



きのくに生活情報誌

# くらしのとびら

特集号

発行

和歌山県環境生活部共生推進局

県民生活課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL(073)432-4111

「きのくに生活情報誌 くらしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

## 消費生活サポーターが地域で活動しています

「消費生活サポーター」ってなに？

⇨平成18年度・19年度の2年間で県が実施した「消費生活サポーター養成講座」を受講し、消費者問題について基礎的な知識を習得した方です。

(講座を受講された方は、民生児童委員、ヘルパー、ケアマネジャー等福祉関係に従事されている方、自治会役員の方や消費者問題に関心のある方たちです)

⇨県内各地に268名の消費生活サポーターがいます。

和歌山・海草地方 (89名)	那賀・伊都地方 (67名)	有田・日高地方 (33名)
西牟婁地方 (37名)	東牟婁地方 (42名)	



消費生活サポーターはどんな活動をしているの？

⇨悪質商法による被害の未然防止・拡大防止を図るため、高齢者の見守り活動や地域や職場で啓発活動をしています。

⇨高齢者の自宅を訪問し、リーフレットなどにより、振り込め詐欺や架空請求、悪質な訪問販売などの被害にあわないよう注意喚起を行っています。

高齢者の見守り活動



⇨消費生活サポーターは、「養成講座」で習得した消費者問題についての知識を、自分の職場や地域での活動を通じてより多くの人たちに伝達しています。

地域での啓発活動



上の写真は、消費生活サポーターが、手作りの紙芝居を使って地域の民生児童委員会で啓発を行っているところです。

職場での伝達活動



上の写真は、消費生活サポーター(ケアマネジャー)が職場の同僚に研修内容の伝達をしているところです。

# ご注意！ あなたがねらわれています！！

## 見守り新鮮情報

第11号

ふふふ



悪いようにはしませんよ  
預けてくれればうまくやりますよ

- ・平成18年12月頃から
- ・中国地方で



被害内容

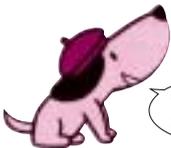
財団法人を名乗るところから「民事訴訟裁判最終通知書」と書かれたハガキが届いた。ハガキ記載の電話番号に連絡すると

「裁判所が現金と預貯金を差し押さえる」、

「当社に財産を預ければ裁判沙汰にならない、預かったお金はあとで返す」などと言われ、指示通り2300万円を送金したが、指定日までに返金されず、だまされた。

「裁判通知書」が届き、財産を預ければ裁判を回避できると言われ、全預貯金を送金したら架空請求だった！

### ひとこと助言



電話する前に相談してね

見守るくん

公益法人を装うことで信用させ、「訴訟、差押え、強制執行、勤務先への連絡」などをハガキに書くことで不安に陥れ、本人から問い合わせの電話をかけさせる架空請求の手口です。連絡すると根拠のない多額のお金を請求されたり、電話番号などの個人情報を知らせることになるので絶対に連絡してはいけません。

基本的には無視することですが、それでも脅迫されたり、しつこい請求がある場合は警察に通報し、届いたハガキなどは証拠として保管しておきましょう。

## 見守り新鮮情報

第15号

義務です



火災警報器の設置が義務化されたんですよ

- ・平成19年2月頃から
- ・九州地方で

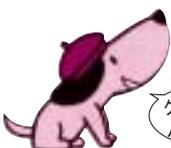


被害内容

訪問した業者が「警報器の検査に来た」というので家に上げたところ、「火災警報器の設置が法律で義務化された、どうせ設置するなら防犯などにも使える緊急通報システム装置のほうがよい」と勧められ、35万円もの契約をしてしまった。クーリング・オフ期間内に電話で解約を申し出たところ、クーリング・オフしないように説得されてしまった。

「火災警報器の設置義務がある」といわれ、警報器にもなる「緊急通報システム装置」を契約させられた

### ひとこと助言



クーリングオフはハガキでね！

見守るくん

消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから「検査に来た」、「設置しないと罰則規定がある」などの口実で家の中に入りこみ、住宅用火災警報器を売りつける被害が増えています。設置については、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は各市町村の条例によって異なりますので、地元の消防署にお問合わせください。

クーリング・オフは、証拠が残るハガキで申し出をしましょう。

悪徳商法から消費者を守る最新情報をお届けします

## 見守り新鮮情報

内閣府のホームページ「消費者の窓」から登録できます。パソコンで使っているメールアドレスも、携帯電話で使っているメールアドレスも両方登録できます。

「消費者の窓」

ここをクリックしてね

<http://www.consumer.go.jp/>



## 訪問販売

最近多いのは、「屋根の瓦がはずれている」、「草が生えているので抜いてあげる」等と親切そうに声をかけてきて、屋根の補修工事を勧める手口です。信用して気を許すと別の場所（屋根裏や床下など）まで不要な工事を勧めてきますのでご注意ください。

# 被害にあわないためのアドバイス

むやみにドアを開けないでドアごしに対応しましょう。

すぐに契約はせず家族や身近な人に相談しましょう。

他の2、3社から見積をもらい、じっくり考えましょう。  
(契約を急ぐ業者には注意)

契約したあとでもクーリング・オフの利用を

## クーリング・オフって？

### クーリング・オフとは

法律（特定商取引法など）で認められた契約について、消費者から一方的に無条件解約ができる制度です。

### クーリング・オフの条件

法律に規定された特殊な契約方法・内容であること

具体例：訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、内職、モニター商法など

法律で指定された商品、サービス、権利であること  
(但し、マルチ商法、内職・モニター商法には制限なし)  
契約書を交付された日を含めて原則として8日以内  
(但し、マルチ商法、内職・モニター商法は20日以内)

### クーリング・オフができない場合

価格が3,000円未満のもので、商品の引渡しサービスの提供を受け、かつ代金の全額を支払った場合  
化粧品などの消耗品で、開封したり一部を使ってしまった場合  
乗用自動車など

クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、あきらめずに消費生活センターに相談しましょう。

## クーリング・オフは書面で!!!

- ・クーリング・オフをするには、必ず書面で通知し、はがきを配達記録郵便などで出しましょう。  
なお、内容証明郵便「どんな内容の手紙を、いつ相手に出したか」ということを郵便局で証明してくれるものです)であればさらに確実です。
- ・郵便局の窓口に出す前に、はがきの表と裏をコピーして保管しましょう。
- ・クレジット利用のときは、クレジット会社にも出しましょう。

(8日目または20日目の消印有効)

郵便はがき	□□□□□□
配達記録	
住所 フリガナ 契約者 電話番号	株式会社 代表者様 (課)
(印)	

右記日付の申込は撤回(または契約解除)します。 平成 年 月 日	商品名 販売店名 販売店住所 電話番号	申込契約日 平成 年 月 日
-------------------------------------	------------------------------	-------------------

## 製品事故を防ぎましょう！

\* 長期間使用していた扇風機による火災事故が発生しています。

長年使用している家電製品がありましたら、必ず異常がないか点検しましょう。少しでも異常があれば、すぐに使用を中止し、販売店やメーカーに連絡して下さい。

\* ガスや石油を使うときは、必ず換気をしましょう。

\* 新聞やインターネットで製品事故やリコール製品の情報収集をしましょう。

経済産業省 [http://www.meti.go.jp/product\\_safety/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) <http://www.nite.go.jp/>

## 多重債務でのご相談・お問い合わせ

和歌山弁護士会	073 - 422 - 5005
司法書士総合相談センター・和歌山	073 - 422 - 4272
司法書士総合相談センター・田辺	0739 - 26 - 3816
法テラス	050 - 3383 - 5457
(日本司法支援センター和歌山地方事務所)	
和歌山県県民相談室	073 - 441 - 2356
和歌山県消費生活センター	073 - 433 - 1551
和歌山県消費生活センター紀南支所	0739 - 24 - 0999
ヤミ金融...和歌山県警察本部 警察相談課相談室	073 - 432 - 0110

消費生活でのご相談・お問い合わせは消費生活センターやお近くの市町村役場まで

\* 相談は無料です \*

【相談受付時間】 平日 午前9時～午後5時 (土曜、日曜、祝日、年末、年始は休みです)

日曜日消費生活相談 (電話相談のみ)

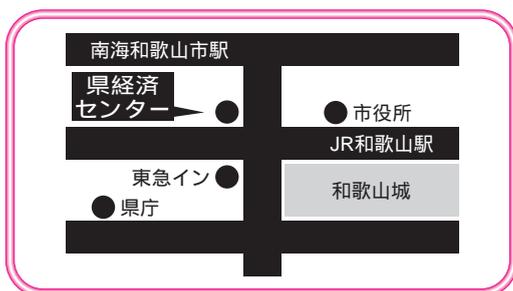
開設時間 午前10時～午後4時 TEL (073) 433 - 1551

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8227 和歌山市西丁丁26 県経済センター2階

TEL(073)433-1551

FAX(073)433-3904



### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

TEL(0739)24-0999

FAX(0739)26-7943

